スマートクローゼット小山店　収納庫利用契約書

有限会社ＧＡＩＮＥＲ（以下「甲」という。）と、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、スマートクローゼット小山店（以下「施設」という。）におけるレンタル収納庫（以下「収納庫」という。）の利用につき次のとおり契約を締結する。

第1条（総則）

甲は、その所有にかかる後記記載の収納庫（　　　タイプ　　　）を乙に利用させる。乙は収納庫を乙の各種物品の保管スペースとして利用し、住居及び事務所等の他の目的には利用出来ないものとする。したがって本契約については、借家法・借地借家法及び倉庫業法の適用を受けないものとする。

第2条（契約期間）

本契約の契約期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの 1ヵ年とする。

2　前項の契約期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲もしくは乙が何らかの申し出をしなかった場合、同一の条件で1年間更新されるものとし、更新された契約についても同様とする。更新にあたり甲は、諸般の事情を考慮の上、利用料の増額をすることができる。

第3条（使用料）

収納庫の利用料は月額 金　　　　　　円也（内消費税￥　　　　円）とし、乙は毎月末日までに翌月分を下記記載の甲の指定する口座に振込にて支払うこととする。（自動送金手数料または振込手数料は乙の負担とする。）

金融機関名：肥後銀行　神水支店　普通預金　　口座番号：1517337
口座名義：有限会社ＧＡＩＮＥＲ（ゲイナー）代表取締役 サカモト リョウ

2　契約時の1ヶ月未満の利用料については、利用日数が15日未満の場合は半月分、15日以上の場合は1ヶ月分とする。また、解約時においての1ヶ月未満の利用料については、1ヶ月分とする。

第4条（保証金）

本契約締結の際、乙は保証金として利用料の2か月分　金　　　　　円也と、契約事務手数料として金5,000円也（消費税込）を支払う。但し、本契約が終了した場合、甲は乙に収納庫の明渡し完了後、原則として1ヶ月以内に保証金を無利息で返済する。また、保証金は利用料の未払い、その他損害のある場合はこれらに充当した金額を控除した残額を無利息で返済する。

第5条（甲の義務）

甲は善良なる管理者の注意をもって施設の管理にあたるものとする。但し、天災・その他の災害、滅失・毀損、第三者による不法行為、結露・腐敗・カビ・変質等の不可抗力による損害及び施設内の事故については、一切責任を負わないものとする。

2　甲は収納庫内の乙の保管物に対する責任は一切負わないものとする。

第6条（乙の義務）

乙は自己の責任において収納庫を利用し、第8条第1項各号遵守することとする。

2　本契約書の記載事項に変更があった場合、乙は、速やかにその旨を甲に連絡することとする。

第7条（乙の原状回復）

乙は本契約の終了にともない、収納庫を甲に明け渡す際、収納庫の汚損破損部分について修理もしくは取替えを行い、その費用を負担しなければならない。

第8条（禁止事項）

乙は、次の事項に揚げる行為をしてはならない。

①収納庫内に現金・有価証券・貴金属等の高価品・重要書類等を持ち込むこと。
②施設・収納庫内に危険物・発火引火しやすい物・爆発のおそれがある物を持ち込むこと。
③施設・収納庫内に薬品・不潔な物・悪臭を発する物・腐敗変形するおそれのある物を持ち込むこと。
④施設・収納庫内に公序良俗に反するような物を持ち込むこと。
⑤施設・収納庫内での喫煙等、火気を使用すること。
⑥施設・収納庫に工作を加えること。
⑦施設・収納庫での居住・その他動物の飼育等、物品の収納以外の目的で使用すること。
⑧施設・収納庫を契約者以外に使用させること。
⑨施設内にごみ等他の収納庫利用者の迷惑になる物を持ち込むこと。
⑩近隣住民及び他の収納利用者に迷惑をかける行為。
⑪近隣の交通の妨げになる行為。

第9条（解約予告）

甲は、収納庫の移動や撤去等が必要な場合、2ヶ月の予告期間をおいて、本契約を解約することができる。

2　乙は1ヶ月以上の予告期間をおいて、本契約を解約することができる。但し、解約時の月額利用料は支払わなければならない。また、緊急解約をする場合は、当月分及び翌月分を支払わなければならない。

第10条（契約の解除）

甲は、乙に次の各号に該当する行為が認められる場合、催告によらないで直ちに本契約を解除することができる。

①使用料を2ヶ月以上滞納したとき。
②第8条の禁止事項に違反したとき。
③本契約書の記載事項変更の連絡を怠ったとき。
④甲からの再三の連絡にも拘らず連絡がとれないとき。
⑤その他の本契約に違反したとき。

第11条（明渡し）

第9条及び第10条により本契約が終了した場合、乙は直ちに収納庫を明け渡さなければならない。

2　本契約終了後、収納庫内の乙の保管物がある場合は、甲は乙の承諾を得ずに処分することができる。また、処分に必要な費用は乙の負担とする。

3　前項における処分の日をもって明け渡し完了とし、乙は契約終了時明け渡しが完了するまでの利用料として、月額利用料の3倍の金額を甲に支払わなければならない。

4　乙は明け渡しに際し乙は甲の名目の如何に問わず、甲に一切の金品等を請求できないものとする。

第12条（損害賠償）

乙は、第8条に違反した場合、または、施設・収納庫及び第三者に損害を与えた場合は、損害賠償を負うものとする。

第13条（収納庫内の立入り）

甲は、収納庫の管理上必要のあるときは、乙の承諾なく収納庫内に立ち入ることができるものとする。

第14条（連帯保証人）

連帯保証人は、法律及び本契約において乙の債務に対し、連帯してそれを履行する義務がある。債務とは金銭的なものだけでなく、本契約に基づくすべての債務を意味する。したがって本契約に関し、乙が契約期間中（更新の場合も含む）に行った行為についても、連帯して責任があるものとする。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び疑義については、関係法規並びに慣習に従うものとし、甲及び乙は信義を重んじ、誠意をもって協議善処するものとする。

第16条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟は、施設所在地を管轄する裁判所で行うことを甲・乙・連帯保証人ともに承諾する。

第17条（特約事項）

乙は、施設鍵及び、収納庫鍵を責任をもって保管し、他人に貸与してはならない。なお、契約終了時は甲に全て返却するものとする。

2　乙が施設鍵及び、収納庫鍵を万一紛失・破損した場合は、施設鍵金5,000円（消費税別）、収納庫鍵金5,000円也（消費税別）を甲に支払うものとする。また、合鍵は作ってはならない。

3　乙は、契約開始後12ヶ月未満の解約の場合は、違約金として1ヶ月分の利用料を甲に支払うこととする。

以上、本契約書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲（施設所有者）
熊本市東区小山五丁目28番16号
有限会社ＧＡＩＮＥＲ
代表取締役　坂本　亮　　　　㊞
ＴＥＬ096‐292－7610

乙（利用者）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　ＴＥＬ　　（　　　）＿＿＿＿

連帯保証人　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　ＴＥＬ　　（　　　）＿＿＿＿